

改正

平成22年3月31日訓令第3号

昭和町ごみ処理機具購入費補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、町内の一般家庭から排出されるごみを処理する機具（以下「ごみ処理機具」という。）を購入した者に対して、その購入費の一部を補助し、本町のごみ処理の減量化と資源の再利用の推進を図ることを目的とする。

(補助対象機具)

**第2条** この要綱においてごみ処理機具とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 生ごみ処理容器 当該容器内で一般家庭から排出される生ごみを自然発酵及び分解させる機能を備えた器具をいう。
- (2) ぼかし容器 当該容器内でぼかしを使用して一般家庭から排出される生ごみを発酵及び分解させる機能を備えた器具をいう。
- (3) 家庭用電動生ごみ処理機 当該機械内で一般家庭から排出される生ごみを電動によりかくはん、発酵及び分解させる機能を備えた機器をいう。
- (4) 家庭用小型剪定枝粉碎機 当該機械内で一般家庭から排出される庭木等の剪定枝を粉碎させる機能を備えた機器をいう。

(資格)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) その他町長が特に必要と認めた者

(補助金等)

**第4条** 補助金の額は予算の定める範囲内で、当該購入費の2分の1以内とし、一基あたりの限度額は次の各号に掲げる額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 生ごみ処理容器にあつては、その限度額は4,000円とする。
- (2) ぼかし容器にあつては、その限度額は1,000円とする。
- (3) 家庭用電動生ごみ処理機にあつては、その限度額は30,000円とする。

(4) 家庭用小型剪定枝粉碎機にあつては、その限度額は20,000円とする。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、昭和町ごみ処理機具購入費補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

**第6条** 町長は、前条の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、昭和町ごみ処理機具購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(補助金の交付請求)

**第7条** 申請者は、前条の交付決定に基づき購入したときは、昭和町ごみ処理機具購入費補助金交付請求書（様式第3号）に必要な書類を添付して町長に請求するものとする。

(補助金の交付)

**第8条** 町長は、前条の請求書を受理したときは、ごみ処理機具の購入を確認し、適正と認めるときは、補助金の額を確定して、これを交付する。

(交付の取消し等)

**第9条** 町長は、申請者が次の各号の1に該当するときは、交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請、又は申請について不正の行為があつたとき。

(2) 補助金を目的以外に使用したとき。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 昭和町ごみ減量、再資源化推進のための各種補助金交付要綱（平成9年3月31日訓令甲第10号）は、廃止する。

#### 附 則（平成22年訓令第3号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の昭和町ごみ処理機具購入費補助金交付要綱第4条第3号の規定は、施行日以後の申請に係る補助金から適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の

例による。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）